

令和8年 富士見町 条例

第 3 号

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例を
ここに公布する。

令和8年3月13日

富士見町長 渡 辺 葉

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

(町課設置条例の一部改正)

第1条 町課設置条例(昭和30年富士見町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務課」から「消防課」までを削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 総務課
- (2) 企画財政課
- (3) 住民税務課
- (4) 保健福祉課
- (5) 産業課
- (6) 建設課
- (7) 消防課

(富士見町長期総合計画審議委員会条例の一部改正)

第2条 富士見町長期総合計画審議委員会条例(昭和42年富士見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「企画財政課」に改める。

(富士見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第2条 富士見町予防接種健康被害調査委員会条例(平成12年富士見町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。